令和８年度倶楽部選手権競技(予選)

1. 競技規則
   日本ゴルフ協会ゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
2. 参加資格
   オフィシャルハンディキャップ０～１８までの者とする。
3. 競技
   １８ホールストロークプレー、スクラッチ競技、セルフスループレーとする。
   １回戦進出は上位８位までとする。
4. 使用ティー
   コンペティションマークを使用する。
5. 使用球
   競技者の使用球は、Ｒ＆Ａ発行（ＵＳＧＡ版）の最新の公認球リスト
   （JGAHP：　http://www.jga.or.jp）に載っているものでなければならない。
6. ホールとホールの間での練習禁止
   ホールとホールの間では競技者は、最後にプレーしたホールのグリーン上及び
   その近くではいかなる練習ストロークも行ってはならない。本条の違反は次の
   ホールに２罰打。
7. スタート時間
   スタート時間の 10 分前にはスタートホール付近に待機してください。
   競技者自身のスタート時間後５分を超える遅刻の罰は競技失格とする。
   当日、組合せの変更がある場合があるので必ずフロントにてスタート時間を確認
   すること。
8. プレーの中断と再開の合図について
   プレーの中断及びプレーの再開はカートナビにて通知する。
9. タイの場合の順位決定方法
   ８位がタイの場合、８位以内がタイの場合共にマッチングスコアカード方式とする。
   方式としては、まずインの合計スコアを比較し決定し、なお同数であれば１８番から
   のカウントバック方式にて決定する。
10. 競技終了時点
    競技委員の成績発表がなされた時点をもって、終了したものとみなす。
11. 競技中止・延期
    １日目、２日目のどちらかで予選、準々決勝が出来た場合はその結果
    予備日に決勝が出来る場合は開催する、予備日は順延しない
    ２日間中止の場合は、大会不成立とする。予備日で予選は行わない

【特記事項】

・前組に追いついても「パス」はしません。
・ハーフターン時の休憩は有りません。予選終了後食事休憩になります。

令和８年度倶楽部選手権競技（準々決勝以降）

1. 競技規則
   日本ゴルフ協会ゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する
2. 参加資格
   令和８年度倶楽部選手権予選通過者とする
3. 競技
   準々決勝・準決勝・決勝：１８ホールマッチプレーとする

4. 使用ティー
   コンペティションマークを使用する
5. 使用球
   競技者の使用球は、Ｒ＆Ａ発行（ＵＳＧＡ版）の最新の公認球リスト（JGAHP：http://www.jga.or.jp）に載っているものでなければならない
6. ホールとホールの間での練習禁止
   ホールとホールの間では競技者は、最後にプレーしたホールのグリーン上及びその近くではいかなる練習ストロークも行ってはならない。本条の違反は次のホールに２罰打。
7. スタート時間
   スタート時間の10分前にはスタートホール付近にて待機してください
   競技者自身のスタート時間後５分を超える遅刻の罰は競技失格とする
   当日、組合せの変更がある場合があるので必ずフロントにてスタート時間を確認すること
8. プレーの中断と再開の合図について
   プレーの中断及びプレーの再開はカートナビにて通知する
9. キャディ
   予選・準々決勝はセルフ、準決勝・決勝はキャディ付（決勝は２バック１キャディ）
10. タイの場合の順位決定方法
    オールスクエアの場合、どちらかが１ホール勝つまで延長する
11. 競技終了時点
    競技委員の成績発表がなされた時点をもって、終了したものとみなす
12. 競技中止・延期
    １日目、２日目のどちらかで予選、準々決勝が出来た場合はその結果
    予備日に決勝が出来る場合は開催する、予備日は順延しない
    ２日間中止の場合は、大会不成立とする。予備日で予選は行わない

【特記事項】

・ハーフターン時の休憩は有りません
・前組追い越し「パス」はしません

倶楽部選手権ローカルルール

① アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

② 修理地の区域の限界は青杭または白線をもって標示し、プレー禁止区域とする。球がその中にあるかスタンスがかかる場合は、競技者は規則に基づく救済を受けなければならない。本項の違反は一般の罰。

③ ペナルティエリアの境界は赤杭をもって標示する。

④ 排水溝は動かせない障害物とする。人工の表面を持つ道路に接した排水溝はその道路の一部とみなす。

⑤ 電磁誘導カート用の軌道はその全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路上にある場合は、競技者は規則 16.1a に基づく救済を受けなければならない。本項の違反は一般の罰。

⑥ 樹木保護のための巻物施設（巻網など）はその樹木の一部とみなす。但し、樹木の巻物にはまった球は罰なしにその真下の地点から1クラブレングス以内でかつホールに近づかないところにドロップすることができる。取り出した球は拭くことができる。 本項の違反は一般の罰。

⑦ 球がジェネラルエリアにある場合で、動かせない障害物がグリーン上か、又はグリーンから2クラブレングス以内にあり、球からも2クラブレングスの範囲内で、しかも球とホールの間のプレーの線上にかかっているときは、次の救済を受けることができる。その球を拾い上げてホールに近づかずに障害物の介在が避けられるジェネラルエリア内で、球のあった箇所に最も近い所にドロップしなければならない。拾い上げた球は拭く事ができる。本項の違反は一般の罰。

⑧ No.2ホールグリーン右横、№6フェアウェイ左側斜面及びカート道、No.15ホールグリーン左横の青杭で標示した範囲内に球が止まった場合は、指定ドロップ区域に拾い上げた球をドロップしなければならない。本項の違反は一般の罰。（ボール止めのネットが設置してあるところは、境界をネットのコース側の縁とする）

⑨ 各ホールにおいて、アウト・オブ・バウンズの境界を超えて、他のホールに止まった球は、相互にアウト・オブ・バウンズとする。

⑩ グリーン上はパター以外のクラブの使用を禁止する。
（ただし、破損等で使用不能となった場合に限り交換及び他のクラブを代用できる）

⑪ プレーヤーは、コース上で練習ストロークをしてはならない。この違反があった場合は一般の罰。ただし、そのラウンドの最終ホールのときは、競技者はそのホールで罰を受ける。ハーフターン待ち時間の「指定練習場」における練習は認める。**（マッチプレーでコンシード後の場合は次のホールの負け）**

⑫ ボール止めのネットが設置してあるところは、コースの境界をネットのコース側の縁によって定められる。

⑬ プレーヤーの球が送電線に当たったことが分かっている、または事実上確実な場合、そのストロークはカウントしない。そのプレーヤーは罰なしに直前のストロークを行った場所から球をプレーしなければならない。

⑭ サブバック及びそれと類似する物の使用を禁止する。

一般の罰　ストロークプレーの場合は2打罰

マッチプレーの場合はそのホールの負け。